

## 水中遺跡調査検討委員会の設置について

平成 2 5 年 2 月 2 7 日

文化財部長 決定

### 1. 目 的

我が国には、これまで 2 0 0 を超える水中遺跡が存在していることが知られ、これらは、海洋国家である我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産である。

平成 2 4 年に元寇船が沈没している鷹島神崎遺跡が史跡に指定されるなど、水中遺跡への国民の関心も高まっている。

しかしながら、水中遺跡は水中に所在するという特殊な立地条件にあり、我が国においては、その調査・保存の手法が未だ確立されていない。

そのため、我が国の水中遺跡の調査、保存及び活用について検討を行う「水中遺跡調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 水中遺跡の調査に関する事項
- (2) 水中遺跡の保存活用に関する事項
- (3) その他関連事項

### 3. 構 成

- (1) 委員会は、学識経験者により構成する。
- (2) 委員会は、互選により委員長を選出する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する副委員長が、その職務を代理する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

### 4. 庶 務

委員会に関する庶務は、文化財部記念物課で処理する。